

日本国長野県
及び
フィンランド共和国北カレリア地域との
覚書

日本国長野県及びフィンランド共和国北カレリア地域は、平等な立場と相互利益に基づき、林業、森林産業、再生可能エネルギー、木材利用、バイオエコノミーにおける地域開発、教育、研究分野において協力関係を促進・強化することを目的とし、以下の覚書に合意した。

- 両者は、定期的に活動に関する情報を提供する。
- 両者は、教育、研修及び研究知見における交流並びに国際的な技術情報、イノベーション交流を推進する。
- 両者は毎年、地域の自治体機関や企業の視察を計画し、見本市や展示会などに参加するとともに、関係する活動に必要な援助や支援を提供する。
- 両者が共同決定した場合を除き、両者は、本覚書に基づく活動に代表者が参加する場合の費用をそれぞれが負担する。
- 両者は、相互の申し合わせにより、本覚書に変更または追加を行うことができる。その変更・追加は別個の修正条項によって作成される。
- 本覚書の解釈及び実施に関する全ての相違は、両者間の交渉又は協議を通じて友好的に解決される。解釈に関して矛盾がある場合は、英語版が優先される。
- 本覚書は国際条約ではなく、国内法または国際法に基づく法的または金銭的権利または義務を生じさせない。
- 本覚書は、署名日に発効し、5年間有効となる。その有効期間は、両者の一方が解除の日から少なくとも6か月前までに解除の意思を書面で相手側に通知しない限り、次の5年間、自動的に延長する。
- 本覚書の終了は、その終了前に承認された事業の実施に影響しない。

上記詳細を理解したことを確認し、両者は署名により本覚書を締結した。

本覚書は、英語で各2部作成し、同じ内容のものを双方が保有する。

2024年11月12日、日本国東京都フィンランド大使館にて署名された。

日本国
長野県林務部
須藤 俊一

フィンランド共和国
北カレリア地域
マルクス・ヒルヴォネン